

「^{さいし}(祭祀) 継承者」って？

一般的な習慣では
身内が継承する家庭がほとんど

いずれにしても

◎ 家族・親族での話し合いをして決める

例えば、夫が祭祀継承者だった場合は、
妻や子どもなど、自分の配偶者や子ども、親族
などが継承者となるケースがほとんどである

祭祀継承者とは、墓所や年忌法要の管理、主催を行う者のことです。
相続には当たらないので、遺産の対象ではありません。

祭祀継承の祭祀財産は、家系図、仏像、位牌、仏壇、墳墓といったもの
になります。遺産ではないので、これらに相続税はかかりません。

これらを管理する祭祀継承者は、一般的には複数名ではなく、家族の特定
の一人が担うことが多くなっています。

複数人だと、もめごとが起こりやすいことから、一般的に家族の中から
特定の一名が担うことが多いといえます。

民法第 897 条（祭具等の承継）

- ① 系譜、祭具及び墳墓の所有権は前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継する。但し、被相続人に指定に従って祖先の祭祀を主宰すべきものがあるときは、その者が、これを承継する。
- ② 前項本文の場合において慣習が明らかでないときは前項の権利を承継すべき者は家庭裁判所がこれを定める。